

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業 「第1回都道府県等担当者・アドバイザー等合同会議」

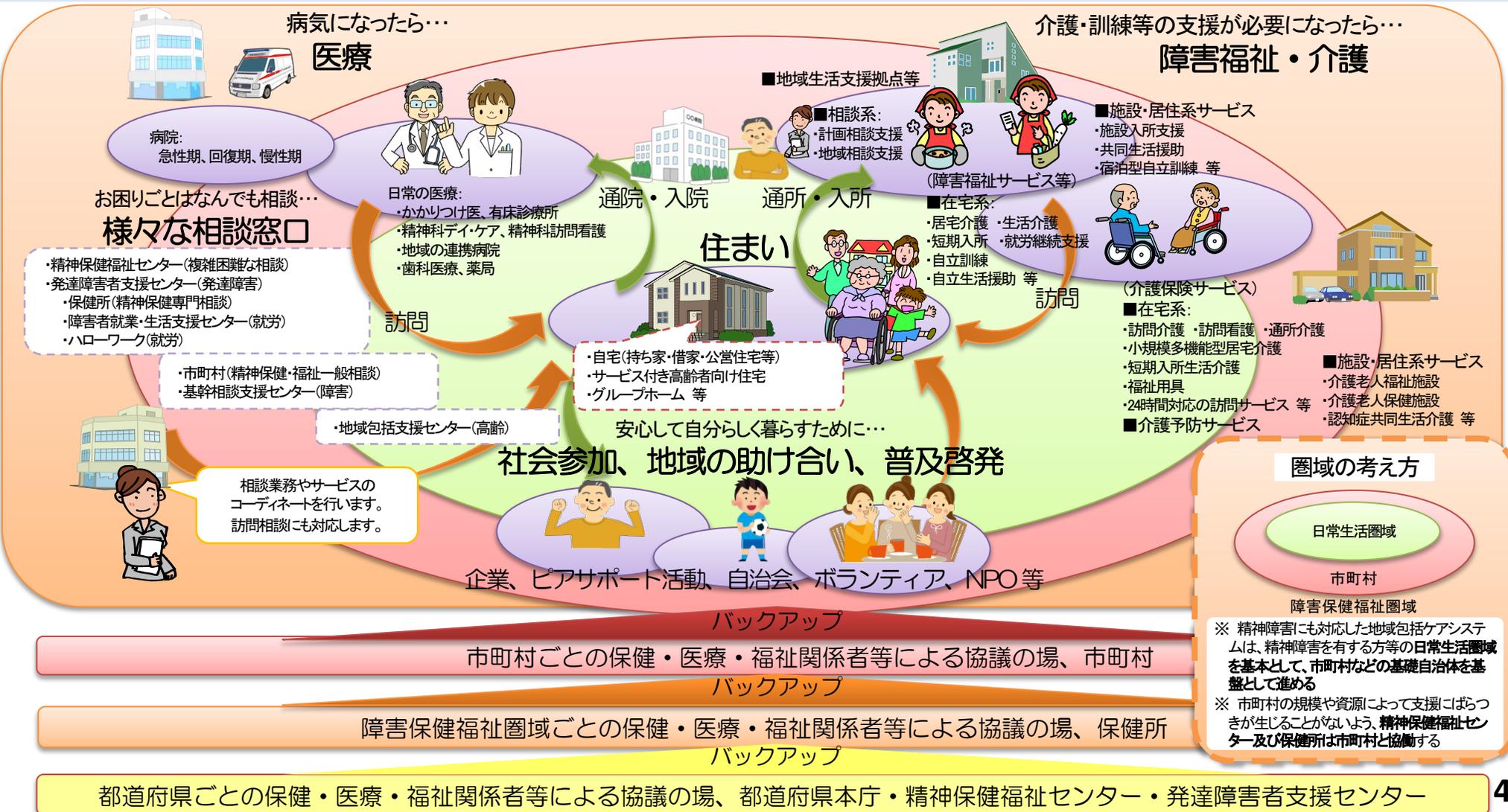
厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 精神・障害保健課

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた事業について
3. 普及啓発、入院者訪問支援事業等について
4. 令和7年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業・入院者訪問支援事業に係るブロック会議について
5. 情報提供

- 1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について**
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた事業について
3. 普及啓発、入院者訪問支援事業等について
4. 令和7年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業・入院者訪問支援事業に係るブロック会議について
5. 情報提供

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



## 高齢・介護に関する相談支援

認知症  
高齢者虐待防止  
介護保険サービス提供 等

## 生活福祉に関する相談支援

生活保護  
生活困窮者自立支援  
ひきこもり 等

# 精神保健

## 障害のある方等の相談支援

相談支援事業  
障害者虐待防止  
障害者差別解消  
意思決定支援 等

## 妊娠出産・子育てに関する 相談支援

母子保健  
子育て包括、子育て総合支援  
成育 等

# 対象者ごとの支援の仕組みの縦割り図式

対象者	高齢者	障害者	こども	生活困窮者
主な根拠法令	介護保険法	障害者総合支援法	児童福祉法	生活保護法
国の担当部局	老健局	障害保健福祉部	こども家庭庁	社会・援護局
自治体担当部署の例	高齢者福祉課	障害福祉課	児童福祉課 こども政策局	地域福祉課
通所サービス	高齢者デイサービス	日中活動系 障害福祉サービス	保育所 障害児デイ	
施設サービス	高齢者施設	障害者福祉施設	児童養護施設	

従来は、縦割りで分断されてサービスが提供されてきた

# 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」と令和4年改正について

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されることを目指すこと理念としたもの。
- この理念の実現に向けては、精神保健福祉法のみならず、医療法、社会福祉法、障害者総合支援法、介護保険法、母子保健法、児童福祉法等の多くの法律が関連し、これらの法律に基づくサービスや支援等が精神障害者等に適切に提供される必要がある。
- これらのサービス・支援等を、精神障害者等の置かれた状態を踏まえ適切につなげるためには、自治体や保健所等による相談支援が包括的に実施されることが重要である。
- 令和4年の精神保健福祉法の一部改正では、こうした理念の実現に向け、精神保健福祉法に基づき自治体を実施する相談及び援助は、精神障害の有無やその程度にかかわらず、地域の実情に応じ、精神障害者及び精神保健に関する課題を抱えるものの心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として行われなければならないことが規定された。

## 第六章 保健及び福祉

### 第二節 相談及び援助

#### （精神障害者等に対する包括的支援の確保）

**第46条** この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等（精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの（精神障害者を除く。）として厚生労働省令で定める者をいう。以下同じ。）の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならない。

# 精神保健福祉相談員

## 概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第48条に基づき、都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等その他の関係者を訪問して必要な指導を行うための職員（精神保健福祉相談員）を置くことができる。

## 資格要件

精神保健福祉相談員は、以下の者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

- ① 精神保健福祉士
- ② 学校教育法に基づく大学において社会福祉に関する科目又は心理学の課程を修めて卒業した者であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するもの
- ③ 医師
- ④ **厚生労働大臣が指定した講習会の課程**を修了した保健師であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する経験を有するもの
- ⑤ 前三号に準ずる者であって、精神保健福祉相談員として必要な知識及び経験を有するもの

## 主な改正点

- 保健師のほか、自治体の判断で相談支援を行う保健師以外の職員も受講対象とすることが可能。
- 講習科目は、受講生が参加しやすいよう、演習を含む11科目、その時間数は合計22時間以上と大幅に短縮。
- 自治体等の負担軽減、質の標準化を図るため、講義は動画視聴も可能とし、オンラインを活用しての実施も差し支えない旨を明記。
- 質の標準化を図るため、各講習科目の到達目標を新たに明記することにより、本講習会の受講者のゴールを明確化。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条第三号に規定する講習会の指定基準等について」（令和5年11月27日障発1127第10号）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001172846.pdf>

### 講習会の参考資料等

[https://www.ncnp.go.jp/nimh/chiiki/seminar/12\\_3.html](https://www.ncnp.go.jp/nimh/chiiki/seminar/12_3.html)

# 精神保健医療福祉の今後の施策推進に関する検討会の概要

## 1. 趣旨

- 近年の精神保健医療福祉施策は、「入院医療中心から地域生活中心へ」「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」という理念の下、精神障害者等に対する支援の充実が図られてきた。令和4年に成立した精神保健福祉法の改正法では、患者の権利擁護を一層進めるため、医療保護入院の入院期間を法定化する等の措置が盛り込まれ、令和6年4月1日から本格的に施行されたところである。
- こうした状況を踏まえ、精神保健医療福祉の今後の施策推進について、幅広く検討する場として、「精神保健医療福祉の今後の施策推進に関する検討会」を開催する。

## 2. 検討事項

- (1) 精神保健医療福祉に関する現状と課題について
- (2) 課題への対応について
- (3) その他

## 3. 開催状況

第1回：R6年5月20日	第4回：R7年1月15日
第2回：R6年8月7日	第5回：R7年3月10日
第3回：R6年10月3日	第6回：R7年5月12日

## 4. 構成員

- |         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 家保 英隆   | 高知県理事（保健医療担当）                   |
| 池原 毅和   | 東京アドヴォカシー法律事務所 代表弁護士            |
| 岩上 洋一   | (一社)全国地域で暮らそうネットワーク 代表理事        |
| 上田 容子   | (公社)日本精神神経科診療所協会事務局長 常任理事       |
| 江澤 和彦   | (公社)日本医師会 常任理事                  |
| 岡田 久実子  | (公社)全国精神保健福祉会連合会理事長             |
| 岡部 正文   | 日本相談支援専門員協会理事                   |
| 柄澤 尚江   | 北広島市保健福祉部 理事                    |
| ○ 神庭 重信 | 九州大学 名誉教授                       |
| 北村 立    | (公社)全国自治体病院協議会 常務理事             |
| 吉川 隆博   | (一社)日本精神科看護協会 会長                |
| 桐原 尚之   | 全国「精神病」者集団運営委員                  |
| 柑本 美和   | 東海大学法学部法律学科 教授                  |
| 小阪 和誠   | (一社)日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構 代表理事 |
| 小嶋 修一   | TBSテレビ報道局 特別解説委員                |
| ◎ 田辺 国昭 | 東京大学大学院法学政治学研究所 教授              |
| 田村 綾子   | (公社)日本精神保健福祉士協会 会長 兼 聖学院大学 副学長  |
| 辻本 哲士   | 滋賀県立精神保健福祉センター 所長               |
| 長瀬 幸弘   | (公社)日本精神科病院協会 理事                |
| 長谷川 花   | 静岡赤十字病院精神神経科 部長                 |
| 花村 温子   | (公社)日本公認心理師協会 理事・保健医療分野委員長      |
| 藤井 千代   | NCNP 精神保健研究所地域精神保健・法制度研究部長      |
| 松本 珠実   | (公社)日本看護協会 常任理事                 |
| 水野 紀子   | 東北大学 名誉教授 兼 白鷗大学 教授             |
| 森 敏幸    | 精神保健福祉事業団体連絡会 共同代表              |
| 山口 文佳   | 鹿児島県始良保健所長 兼 鹿児島県大口保健所長         |

# 新たな地域医療構想において精神医療を位置付ける場合の課題等に関する 検討プロジェクトチーム 取りまとめ概要

※令和6年12月3日「新たな地域医療構想において精神医療を位置付ける場合の課題等に関する検討プロジェクトチーム」報告書より作成

## 新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

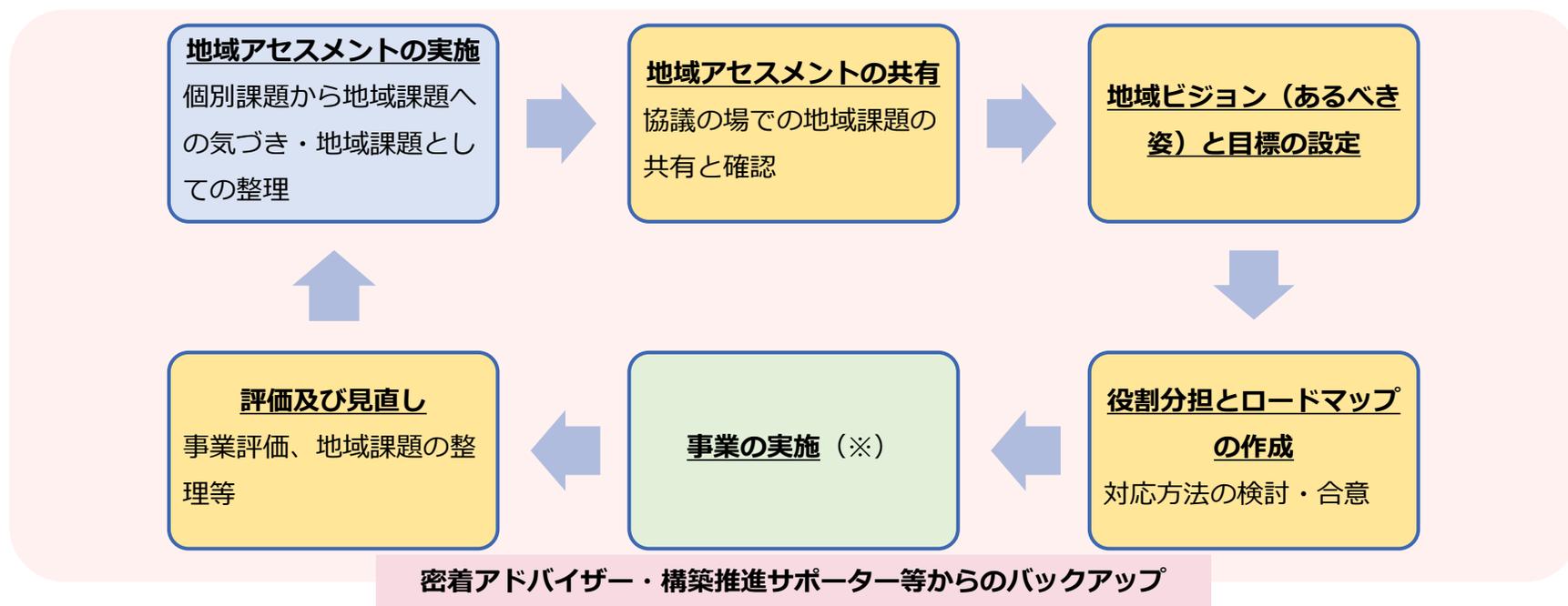
- 以下の観点から、**新たな地域医療構想に精神医療を位置付けることが適当。**
  - 新たな地域医療構想においては、2040年頃を見据え、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む、医療提供体制全体の地域医療構想とする方向で検討を進めている。
    - **地域の医療提供体制全体の中には、精神医療も含めて考えることが適当**
  - 新たな地域医療構想において精神医療を位置付けることにより、以下の意義が考えられる。
    - ・ 2040年頃の**精神病床数の必要量を推計** → **中長期的な精神医療の需要に基づく精神医療体制の推進**
    - ・ **病床機能報告の対象に精神病床を追加** → **データに基づく協議・検討が可能**
    - ・ **精神医療に関する協議の場の開催や一般医療に関する協議の場への精神医療関係者の参画**
      - 身体疾患に対する医療と精神疾患に対する医療の双方を必要とする患者への対応等における**精神医療と一般医療との連携等**の推進
    - ・ **地域医療構想の実現に向けた財政支援、都道府県の権限行使** → **精神病床等の適正化・機能分化の推進**
- 新たな地域医療構想に精神医療を位置付けた場合の具体的な内容※は、法律改正後に施行に向けて、必要な関係者で議論する必要があり、**精神医療に係る施行には十分な期間を設けることが必要。**

※ 病床数の必要量の推計方法、精神病床の機能区分、病床機能報告の報告事項、精神医療の構想区域・協議の場の範囲・参加者、精神科医療機関の医療機関機能等

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
- 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた事業について**
3. 普及啓発、入院者訪問支援事業等について
4. 令和7年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業・入院者訪問支援事業に係るブロック会議について
5. 情報提供

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のイメージ

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していくためには、PDCAサイクルの考え方に基づき、次のようなプロセスが繰り返されることが重要であると考えられる（あくまでも一例であり、地域の実情に合わせて行う）。
- 地域アセスメントにより個別課題から地域課題への気づきを得るとともに、協議の場を活用し保健・医療・福祉関係者並びに障害当事者及びその家族等による協働により、地域課題を共有・整理する。目指すべき地域ビジョンの設定とその実現に向け対応策を検討し、事業実施後には取り組みの評価及び見直しを行う。



は協議の場で確認、検討等を行う事項として記載

※ 「事業の実施」については、下記2から9までの「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の事業メニューを活用できる。

- |                                 |                            |
|---------------------------------|----------------------------|
| 2. 普及啓発に係る事業                    | 3. 住まいの確保と居住支援に係る事業        |
| 4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業 | 5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業   |
| 6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業       | 7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業   |
| 8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業       | 9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業 |

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のイメージ

- 1 自治体担当者と構築推進サポーターが、相談支援事業所や居宅介護支援事業所に出向き、業務において解決したいこと、困難とされていることをヒアリングしたところ、精神障害を有する利用者への対応方法が挙げられた。
- さらに、管内の居宅介護支援事業所に対してアンケート調査を実施したところ、「精神障害を有する者への支援の知識・スキルに自信がない」という回答が多く挙がった。

## 地域アセスメントの実施

個別課題から地域課題への気づき・地域課題としての整理

- 2
- 地域アセスメントで得られた情報を医療・保健・福祉関係者で構成される協議の場にて共有。
  - 精神障害を有する者が安心して地域で生活するために、早期に対応すべき地域課題として捉え、協議会で取り組むこととした。

## 地域アセスメントの共有

協議の場での地域課題の共有と確認

- 3
- 地域アセスメントを基に地域課題を共有するとともに、各々の立場から考える地域ビジョンを共有。
- 「精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として自分らしく生活できるまち」というビジョンを目指すため、短期の目標の1つとして「支援者の理解の促進と連携体制を構築する」ことを設定。

## 地域ビジョン（あるべき姿）と目標の設定

## 評価及び見直し

事業評価、地域課題の整理等

## 事業の実施（※）

## 役割分担とロードマップの作成

対応方法の検討・合意

- 6 研修から数ヶ月後に居宅介護支援事業所にアンケート調査をしたところ、「精神障害を有する者への支援の知識・スキルに自信がない」という回答が少なくなった。
- 協議の場構成員が協働して研修会を実施したことで、顔の見える関係が構築された。
  - 事業所への出張講座の要望があり事業化。当事者の声も聞きたいとの意見があり、研修会講師として当事者の協力も得るようになった。

- 5
- 構築推進事業のうち、【2 普及啓発に係る事業】や【7 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業】を活用し、協議の場が主催した居宅介護支援事業所向けの心のサポーター養成事業や精神障害を有する者の理解等についての研修会を開催。

- 4
- 協議の場にて、目標を達成するための年間ロードマップと各機関の役割分担を作成。
- 精神障害を有する者への支援の知識・スキルの向上を図る研修会は協議の場の事務局である行政が主催すること、講師は地域の精神科病院の医師等や相談支援事業所の相談支援専門員が担うことを確認。周知には関係団体の協力を得ることを確認。

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

令和7年度予算案 ①構築推進事業：5.8億円（5.8億円） ②構築支援事業：44百万円（44百万円） ※（）内は前年度当初予算額

## ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

※構築推進事業と構築支援事業はそれぞれ単独で実施することが可能

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

## ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

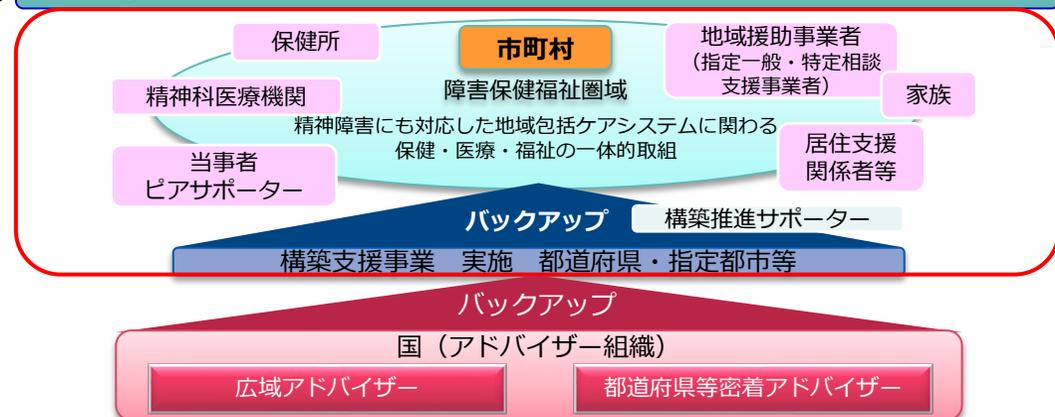
- 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

## ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業（心のサポーター養成等）
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

## ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力等

### 国（構築支援事業事務局）

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価、市町村における相談支援業務に係る指導員育成のための研修開催 等 **14**

# ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

※ 地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し、質の高い事業実施を図るもの。

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、市町村、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。

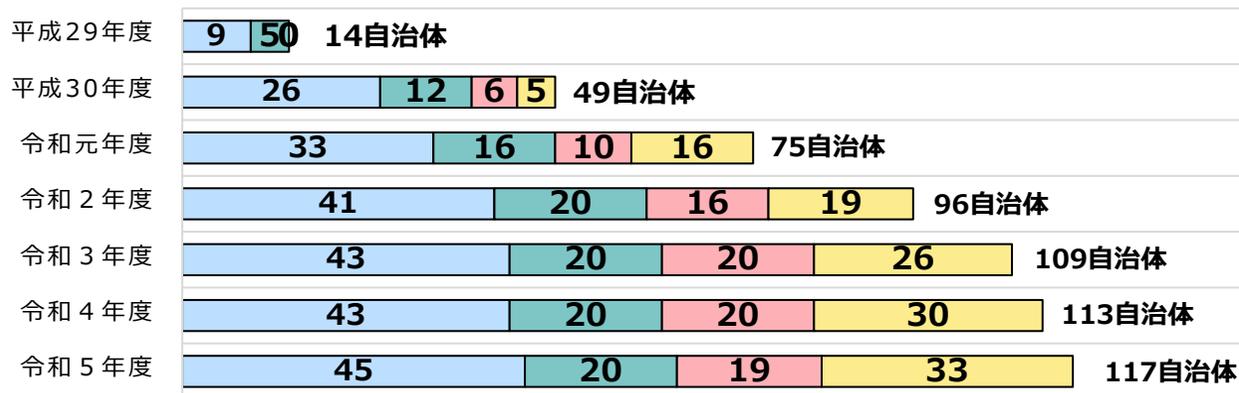
また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

＜実施主体＞ 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

## 【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須とする）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

## 【これまでの実績】



■ 都道府県

■ 指定都市

■ 特別区

■ 保健所設置市

（※1）特別区及び保健所設置市は平成30年度より実施主体に追加

（※2）当該事業を活用していない都道府県等においては、別の補助金や都道府県等の独自の財源により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進している自治体もある。

# ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に際しては、精神障害者や精神保健（メンタルヘルス）上の課題を抱えた者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要がある。また、精神保健福祉センター及び保健所は市町村との協働により精神障害者等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要である。
- 地域の障害福祉サービスの拡充が図られる中で、医療機関と福祉サービスとの連携を十分に確保しながら「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築し、精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、居住・就労等に関する支援を含め、その病状の変化に応じた多様なサービスを身近な地域で切れ目なく受けられるようにする体制の整備が求められている。

1	精神保健医療福祉体制の整備に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の設置等による協議の場（必須）の充実</li> <li>・構築推進サポーターの活用による地域包括ケアシステムの支援体制構築</li> <li>・構築状況の実態把握及び事業評価</li> </ul>
2	普及啓発に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患や精神障害、メンタルヘルスに関する地域住民の理解を深める</li> <li>・心のサポーターの養成</li> <li>・国が行う普及啓発事業（世界メンタルヘルスデー等）の周知</li> </ul>
3	住まいの確保と居住支援に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住支援関係者等との連携</li> <li>・居住支援に係る制度の活用推進</li> <li>・賃貸住宅等の入居者や居住支援関係者等の安心の確保につながる支援体制の構築</li> </ul>
4	当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの経験を生かした交流活動（自助グループ）や、相談・同行等の活動支援</li> <li>・当事者や家族等が集う場や地域住民との交流の場の設置</li> <li>・ピアサポートの活用や活躍支援</li> </ul>
5	精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間精神医療相談窓口の整備</li> <li>・専門職配置及び迅速かつ適切に対応できる相談体制の整備</li> <li>・精神医療相談窓口の効果的な周知</li> <li>・精神科医療機関と他科とのネットワークの構築等</li> </ul>
6	精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期在院者の地域移行に向けた支援</li> <li>・地域生活を支援するための保健・医療・福祉等の連携による重層的な支援体制の構築</li> <li>・アウトリーチ支援の実施等、地域生活支援に係る取組の整備</li> </ul>
7	地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で安心して暮らすための支援体制構築に向けた地域生活支援に関わる支援者等に対する研修の実施</li> <li>・措置入院者等の退院後支援を担う者に対する研修の実施</li> </ul>
8	市町村等における相談支援体制の構築に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県等の精神保健医療福祉に精通した保健師等の市町村への派遣及び地域の実情に応じた情報提供や助言</li> <li>・都道府県等において市町村の専門職以外も含む相談支援担当者を対象にした相談支援研修の開催</li> </ul>
9	その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業	（1から8までの事業には該当しないが、地域包括ケアシステムの構築に資すると考えられる事業）

## ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

- 国において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

### 1.アドバイザーの主な役割

#### <広域アドバイザー>

- 保健・医療・福祉それぞれの分野における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に係る取組の実践経験を活かし、同システムの構築に係る取組が推進されるよう、都道府県等の担当者及び都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等に対し相談・助言・支援を行う。

#### <都道府県等密着アドバイザー・構築推進サポーター等>

- 都道府県等の担当者及び広域アドバイザーと協力しながら障害保健福祉圏域及び市町村における課題解決に向けた具体的な相談・助言・支援を行う。

### 2.都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市の主な役割

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資する取組の実践
- 障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）や市町村の取組状況の把握、事業メニュー活用の検討
- 都道府県等密着ADの選定・国への推薦または構築推進サポーターの活用促進
- 全国会議への参加
- 事例集の作成等、当事業への協力

#### 【これまでの実績】



平成29年度からの累計参加自治体数

都道府県	25
指定都市	11
保健所設置市	17
特別区	10
<b>計</b>	<b>63</b>

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業における 広域アドバイザーに期待される役割

## 都道府県等

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。
- 密着アドバイザーと協働して、各地域の特徴を捉える。それを踏まえ協議の場等を活用し、関係者と地域ビジョン（あるべき姿）を共有するとともに、取組内容を検討・実践する。
- 都道府県等は市町村等との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

連携

## 密着アドバイザー

- 原則、保健・医療・福祉の計3名の密着アドバイザーが、所在の都道府県等を担当する。
- 「にも包括」の構築に資する取組の実践経験を活かし、担当都道府県等の担当者と協力しながら、課題解決に向けた具体的な相談・助言・支援を行う。

## 構築推進サポーター

- 「にも包括」の構築に必要な体制整備の総合調整能力を有する者として自治体が選定した者。
  - 管内の市町村において、保健医療福祉の関係者、地域援助事業者等に対し、「にも包括」の構築に向けた必要な助言等を行う。
- ※ 密着アドバイザーの活動を補完するために活用することや、支援事業終了後に密着アドバイザーを構築推進サポーターとして引き続き活用する場合を想定。

## 助言等

## 広域アドバイザー

- 保健・医療・福祉それぞれの分野における「にも包括」の構築に係る取組の実践経験を活かし、「にも包括」の構築に係る取組が推進されるよう、都道府県等の担当者及び都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等に対し相談・助言・支援を行う。
- 都道府県等が主体的に各地域の特徴を把握し、「にも包括」の構築に係る取組実施できるよう助言を行う。

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業における 広域アドバイザーによる支援

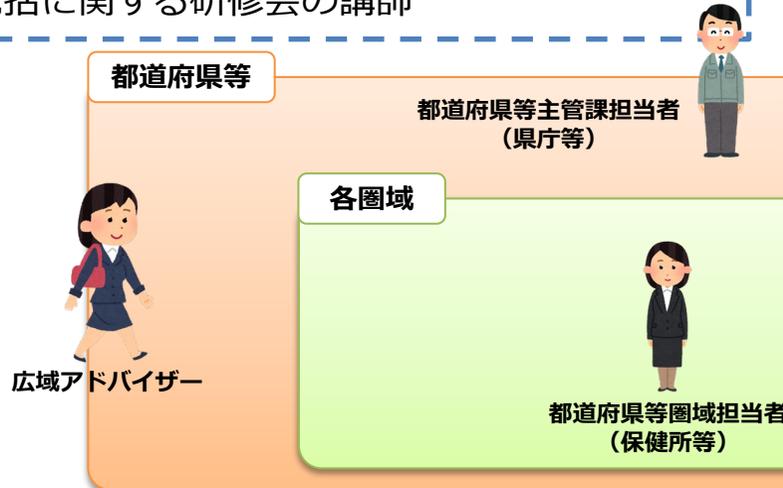
- 広域アドバイザーは、保健・医療・福祉それぞれの分野における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に係る取組の実践経験を活かし、同システムの構築に係る取組が推進されるよう、都道府県等の担当者及び都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等に対し相談・助言・支援を行う。

※ 密着アドバイザーは構築支援事業により国が、構築推進サポーターは構築推進事業等により都道府県等が委嘱・任命

## 現地訪問による支援

### 会議や打ち合わせ・研修への参加

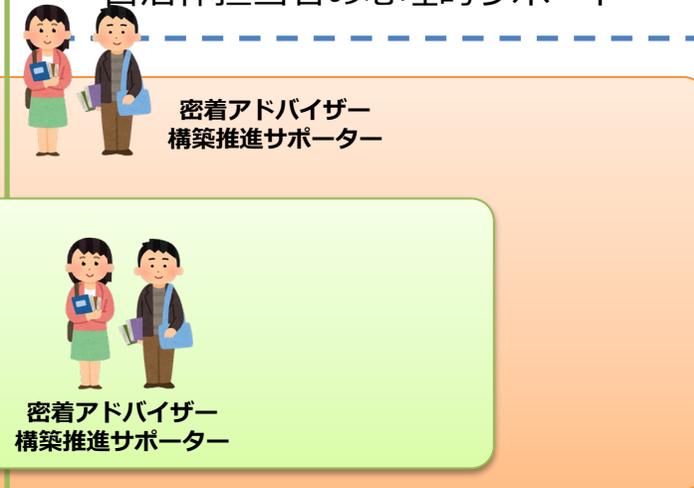
- ・ 地域課題の整理や取組状況への助言
- ・ 体制構築に向けた課題解決策の提案
- ・ 協議の場の出席及び運営の支援
- ・ にも包括に関する研修会の講師



## メール・電話・オンライン等による支援

### 体制構築に向けた伴走的支援

- ・ 日常的な困りごとや課題に関する相談・助言
- ・ 制度施策の解説等の理解促進の支援
- ・ 自治体担当者の心理的サポート



### 外部機関への同行

- ・ 関係機関に理解を求めるとの同行訪問やファシリテーションの実施
- ・ 庁内の他部署や地域の関係機関が主催する会議等への同行出席

### 情報提供・資源の紹介

- ・ 新たな制度や研修等の情報提供
- ・ 他自治体の事例の共有
- ・ 人材や施設、団体等の紹介



# 3

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた事業について
- 3. 普及啓発、入院者訪問支援事業等について**
4. 令和7年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業・入院者訪問支援事業に係るブロック会議について
5. 情報提供

# 心のサポーター養成事業

令和6年度予算額  
27,546千円

令和7年度予算額  
27,546千円

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
  - 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。
- ※ メンタルヘルス・ファーストエイド（MHFA）とは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。

## 心のサポーター養成の仕組み

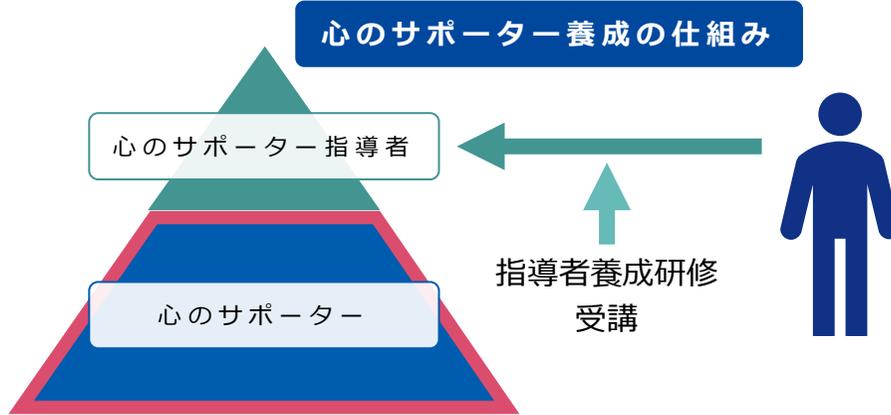
※心のサポーターの養成体制

### ◎心のサポーター指導者

- ・精神保健に携わる者  
または心の応急処置に関する研修をすでに受講している者
- ・**2時間**の指導者養成研修を受講

### ◎心のサポーター

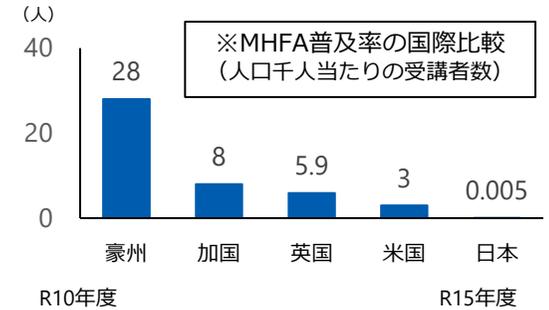
**2時間**の実施者養成研修を受講



- ・ 医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等の国家資格を有しており、精神保健に携わる者
- ・ メンタルヘルス・ファーストエイド等の心の応急処置に関する研修を既に受講している者 等

## 心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」（小学生からお年寄りまでが対象）  
⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた、  
**2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用**（座学+実習）



## 今後の方向性

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R10年度	R15年度
養成研修プログラム作成	8自治体*	18自治体**	30自治体***			
養成研修 (モデル地域) (※養成者数は累積値)	939人	3,450人	7,280人			
養成研修 (全国) (※養成者数は上記モデル地域も含めた累積値)	※養成研修の実績は自治体等からの報告に基づき集計			22,385人	R6年度から5年で38万人	
指導者養成マニュアル作成						
指導者養成研修 (※修了者数は累積値)	47人	145人	1,217人	2,591人		R6年度から10年で100万人

\*R3年度：福島県、埼玉県、神奈川県、京都府、和歌山県、福岡県、名古屋市、川口市

\*\*R4年度：岩手県、福島県、神奈川県、和歌山県、福岡県、名古屋市、広島市、横須賀市、新潟市、川口市、豊中市、枚方市、吹田市、尼崎市、文京区、世田谷区、板橋区、松戸市

\*\*\*R5年度：宮城県、福島県、神奈川県、山梨県、三重県、滋賀県、和歌山県、広島県、福岡県、長崎県、新潟市、名古屋市、広島市、福岡市、郡山市、前橋市、川口市、船橋市、横須賀市、豊中市、高槻市、尼崎市、吹田市、枚方市、明石市、高知市、町田市、文京区、渋谷区、板橋区

# 心のサポーター養成の推進（健康日本21（第三次））

## 健康日本21（第3次）（抄）

### 第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

#### 二 目標設定の考え方

#### 3 社会環境の質の向上

以下に示す各目標の達成を通じて、個人の行動と健康状態の改善を促し、健康寿命の延伸を図る。  
具体的な目標は、別表第三のとおり設定する。

##### （一）社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上

社会とのつながりについては、ソーシャルキャピタルの醸成が健康に影響するとされている。  
このため、地域の人々とのつながりや様々な社会参加を促すことを目標として設定する。

また、関連する栄養・食生活分野の目標として、地域等で共食している者の増加を設定する。

加えて、**こころの健康について、地域や職域等様々な場面で課題の解決につながる環境整備を行うことが重要である。このため、メンタルヘルス対策に取り組む事業場や心のサポーターに関する目標を設定する。**

#### 別表第三 社会環境の質の向上に関する目標

##### 1 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上（⑤）

**目標：心のサポーター数の増加 指標：心のサポーター数 目標値：100万人（令和15年度）**

（参考）令和7年3月31日時点の養成者数：**22,385人**

出典：<https://cocosapo.mhlw.go.jp/>

# 令和7年度心のサポーター養成事業概要

## 【用語の定義】

都道府県等：都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区

市町村：保健所設置市を除く市町村

団体等：企業、保険者、官公庁、教育機関、職能団体、法人等

※ 表内赤字は今年度新設

		研修主催者	主催者の役割	事務局（国）の役割
国の効果検証なし	心のサポーター養成研修	都道府県等、市町村、 <b>団体等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局への事業実施申請</li> <li>指導者への依頼と調整</li> <li>対象者への開催案内、申込及び当日受付、出席状況の把握及び管理</li> <li>研修会場の手配及び準備</li> <li>研修資料の配付及び研修当日の運営</li> <li>事務局への実施結果報告</li> <li>修了者への認定証の配付</li> <li>指導者への謝金・旅費の支払い等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導者の派遣調整</li> <li>各種フォーマット、運営マニュアル、研修資料の提供</li> <li>認定証データの作成、提供</li> <li>疑義照会への対応 等</li> </ul>
	心のサポーター指導者養成研修	事務局（国）	<ul style="list-style-type: none"> <li>円滑に心のサポーター養成研修の実施が可能となるよう、国がここサポ指導者の養成研修を実施する。（年8回程度開催予定）</li> </ul>	
国の効果検証あり	<b>心のサポーター養成研修（国の効果検証へ協力）</b> ※ 募集は全体で20程度 ※ 令和6年度本事業において、養成研修支援を受けた市町村、団体等は除く	市町村、団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者への開催案内、申込及び当日受付、出席状況の把握及び管理</li> <li>研修会場の手配及び準備</li> <li>研修資料の配付及び研修当日の運営</li> <li>事務局への実施結果報告、効果検証への協力</li> <li>修了者への認定証の配付 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催に係る調整、提案、協議及び指導者の派遣調整</li> <li>各種フォーマット、運営マニュアル、研修資料の提供</li> <li>認定証の作成、提供</li> <li>指導者への謝金・旅費の支払い</li> <li>会場費（実費相当 最大5,500円）の支払い</li> <li>疑義照会への対応 等</li> </ul>
	<b>心のサポーター指導者養成研修（国の効果検証へ協力）</b> ※ 募集は全体で2程度	都道府県等、市町村、団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者への開催案内、参加申込受付、当日受付、出席状況の把握及び管理</li> <li>研修会場の手配及び準備</li> <li>研修資料及び認定証の配付</li> <li>研修講師に対する謝金及び旅費の支払い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師の紹介</li> <li>選択研修の管理</li> </ul>

# 令和7年度の変更点と心のサポーター100万人養成に向けて

## 令和7年度の変更点

- 「心のサポーター養成研修の実施支援」の実施主体に、団体等（企業、保険者、官公庁、教育機関、職能団体、法人等）を追加。
  - 「心のサポーター養成研修の実施支援と効果検証」実施支援の対象に、団体等を追加するとともに、支援を受ける場合は厚生労働省の実施する効果検証に協力することを要件として追加。
- ※ その他、運営等に関して変更等が生じた際には、ここサポ特設サイトや、メール等で案内予定。

## 心のサポーター100万人養成に向けて

- 予算の確保または既存の予算内で実施できる準備（自治体内での指導者の養成、会場確保等）をする。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の対象は都道府県等であることから、管内市町村がここサポ養成研修の実施を希望する際は、都道府県が積極的に協力する。
- 管内の団体等に周知をし、団体等から実施の希望がある場合には、地域の実情に応じた方法で実施する。



メンタルヘルスや精神疾患に関する正しい知識を普及し、偏見や差別のない、誰もが安心して生活できる地域づくりを推進する。

# 心のサポーター養成事業の事例集について

- ここサポ専用WEBサイトにて事例集を掲載している（該当ページ：心のサポーター養成研修について）。
- 全5自治体の実践について掲載予定であり、順次公開予定。他自治体の実践を参考にさせていただきたい。

## 事例集の概要

- **神奈川県**  
市・企業等との連携や周知方法の工夫等により幅広い受講者層へリーチ
- **和歌山県**  
県と保健所の強固な連携により、県内全域で計画的にここサポの普及を推進
- **大阪府吹田市**  
市の社会資源を最大限活用し、多くの関係者を巻き込んで大規模に展開
- **大阪府豊中市**  
今年度中公表予定
- **東京都板橋区**  
今年度中公表予定

ここサポWEBサイト 検索またはQRコードから専用サイトへ

ここサポ

検索

<https://cocosapo.mhlw.go.jp/>



### 事例集

心のサポーター養成にあたり、先駆的な取り組みを行っている自治体の事例集を掲載しています。クリックしてダウンロードの上、詳細を御覧ください。



神奈川県

**事例の概要** 市・企業等との連携や周知方法の工夫等により幅広い受講者層へリーチ

**事例のポイント**

- ✓ 市や企業等との連携により受講者の幅を広げつつ、運営を効率化
- ✓ 周知には様々な媒体を活用し、関心のある市民に効果的にリーチ
- ✓ 独自アンケートにより受講者のニーズや満足度を確認

ダウンロード (PDF)



和歌山県

**事例の概要** 県と保健所の強固な連携により、県内全域で計画的にここサポの普及を推進

**事例のポイント**

- ✓ 県の課題意識や方針を各保健所と共有し、強固な連携体制を構築
- ✓ 県のリーダーシップのもと保健所単位で養成人数の目標値を掲げ、実現に向けて県、保健所、市町村が連携して計画的に事業を推進
- ✓ にも包括(\*)の一環として理解を得ることで、市町村関係者の研修参加を促進

ダウンロード (PDF)



大阪府吹田市

**事例の概要** 市の社会資源を最大限活用し、多くの関係者を巻き込んで大規模に展開

**事例のポイント**

- ✓ メンタルヘルスや精神障害等について、研修を通じて受講者が理解を深めるだけでなく、市内の関連事業にも関心をもってもらい、小さなことから行動を促すための仕掛けを準備
- ✓ 受講者が地域の繋がりを感じられ、受講後も記憶に残り続けるイベントにできるよう前後の演出をも含めて企画
- ✓ 企業や大学等とも連携し、積極的な協力体制を構築

ダウンロード (PDF)

ここサポWEBサイト：事例集掲載ページ

# 世界メンタルヘルスデー



世界メンタルヘルスデー **2024**  
～つながる、どこでも、だれにでも～

- 精神保健福祉上のニーズを有する方が安心して地域の一員として生活することができるよう、国民に対し、メンタルヘルスについての正しい情報を普及啓発することが重要。
- 「世界メンタルヘルスデー」（10月10日）はメンタルヘルスに関する正しい知識の普及や偏見をなくすことを目的として設定された国際記念日であり、厚生労働省では、令和元年度から毎年、関係団体等の協力のもとでイベントを開催。
- 世界精神保健連盟より、2024年のテーマは、「今こそ職場でメンタルヘルスを優先しよう」であることが発表された。
- 今年度は「リラックマ」を応援サポーターとし、東京タワーでの広報活動や公共交通機関での普及啓発ポスターの掲示を実施。 ※厚生労働省における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」により実施

## 東京タワー 普及啓発イベント



## 東京タワーライトアップ（後援：厚生労働省）



## 公共交通機関 普及啓発ポスター

※ 札幌市、仙台市、広島市、福岡市の一部公共交通機関の車内に掲示



特設WEBサイト

検索またはQRコードから特設サイトへ

世界メンタルヘルスデー 検索



[https://www.mhlw.go.jp/kokoro/mental\\_health\\_day/](https://www.mhlw.go.jp/kokoro/mental_health_day/)

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は**都道府県、政令指定都市**（以下「都道府県等」という。）

## 精神科病院



### 【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として都道府県知事が認め、本事業による支援を希望する者

### 第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整



**面会交流、支援**  
傾聴、生活に関する相談、情報提供等



※2人一組で精神科病院を訪問

## 都道府県等による選任・派遣



### 【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

### 【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・ 孤独感や自尊心の低下
- ・ 日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかわからないといった悩みを抱えることがある。

### 第三者による支援が必要



孤独感、自尊心の低下

誰かに相談したい、話を聞いてほしい



### 【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

#### （留意点）

- ・ 令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・ 訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・ 訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

# 訪問支援員養成研修の概要

- 都道府県は、精神保健福祉法第35条の2に基づき、訪問支援員の業務を適正に行うために必要な知識・技能等を修得するための研修を実施する。
- 都道府県知事が行う研修は、①精神保健、医療及び福祉の現状及び課題、②入院者訪問支援事業の概要、③入院者訪問支援員として必要な技能についての講義及び演習とする。
- 研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者を入院者訪問支援員と定める。

## 訪問支援員養成研修



- ・ 訪問支援員としての活動を希望する者が対象
- ・ 講義：5時間程度（オンライン受講可）
- ・ 演習：6時間程度（原則、対面で実施）
- ・ 実施主体：都道府県等
- ・ 内容：省令及び通知に準拠



### 【講義】

訪問支援の意義や訪問支援員の役割等を理解した上で、訪問支援員として必要な基本的知識を習得する

### 【演習】

講義で得られた基本的知識を基礎としつつグループワークやロールプレイ等を通じて訪問支援員として必要とされるより実践的な知識や技能を習得する



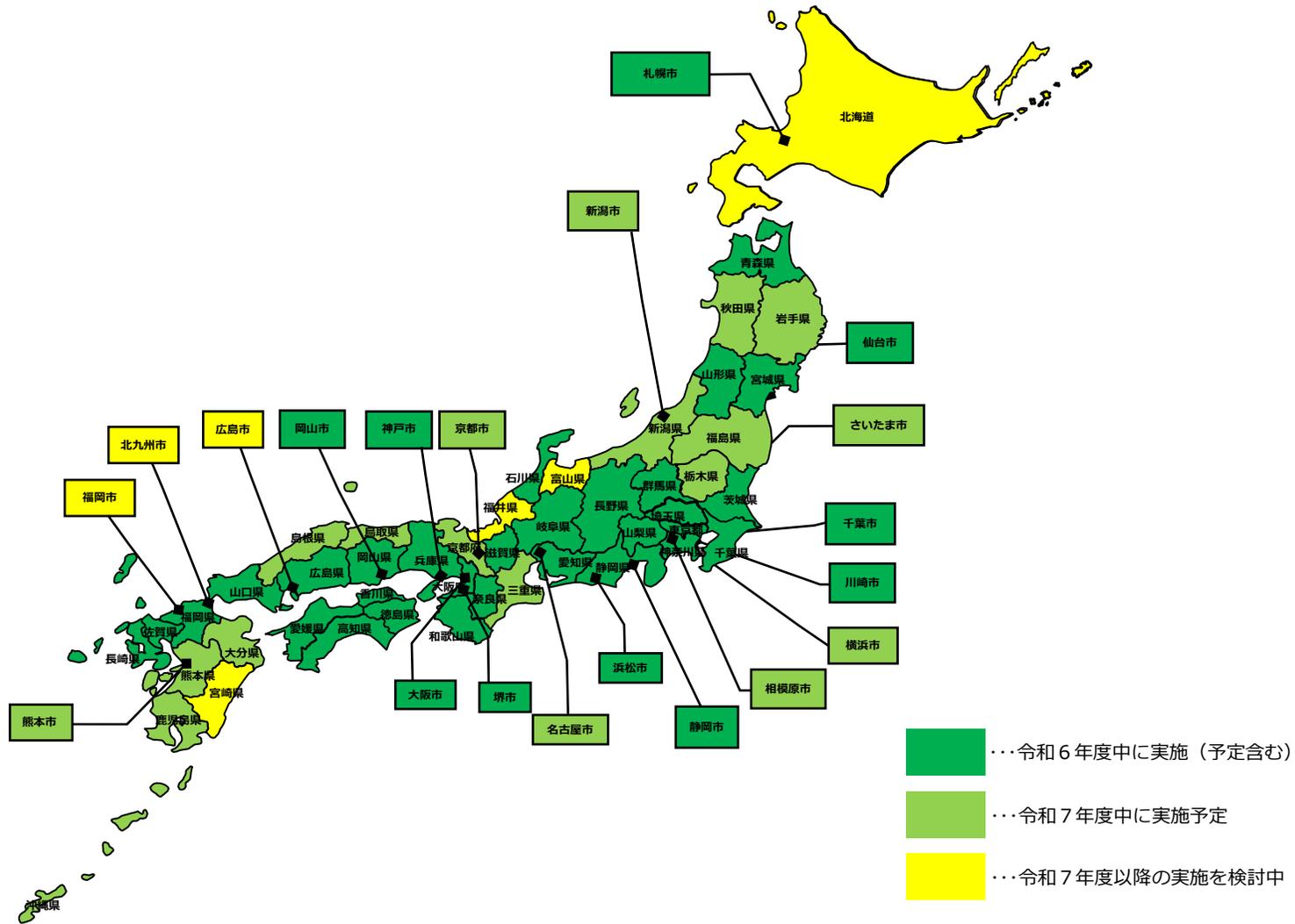
## 令和5年度実施の国の養成研修修了者を、入院者訪問支援員とする場合について

- 令和5年度実施の国の養成研修は、都道府県知事が行う研修の内容を定めた精神保健福祉法施行規則第18条の2第1号から第3号までの内容が盛り込まれたものです。
- そのため、都道府県知事等が適当と認める場合は、令和5年度実施の国の養成研修修了者を都道府県知事等が行った研修修了者とみなし、入院者訪問支援員として選任することが可能です。

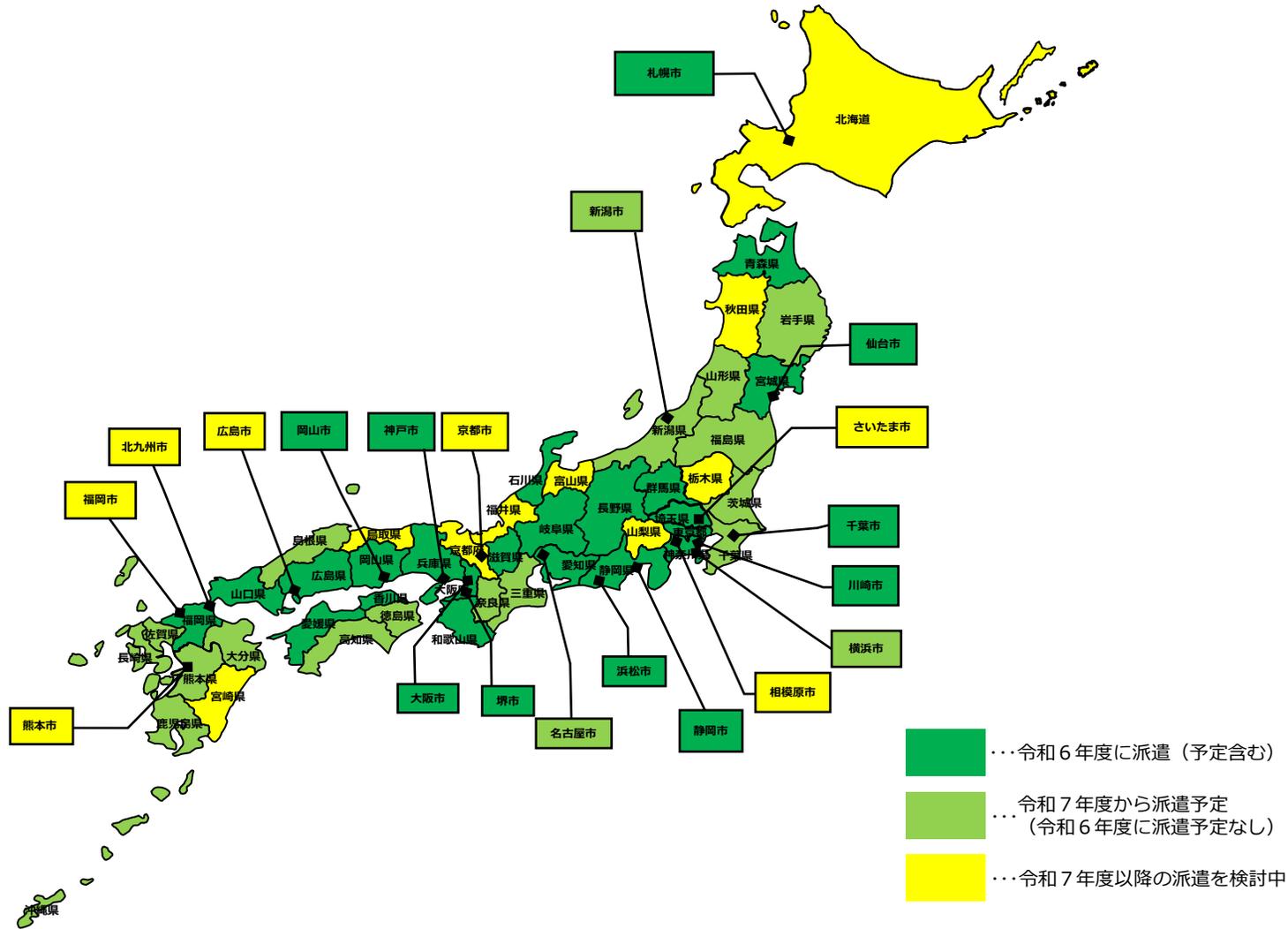
※研修資料については以下のHPIに掲載済（QRコードからもアクセス可能）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiihoukatsu\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiihoukatsu_00004.html)



# 入院者訪問支援員養成研修実施状況（都道府県、指定都市）



# 入院者訪問支援員派遣状況（都道府県、指定都市）

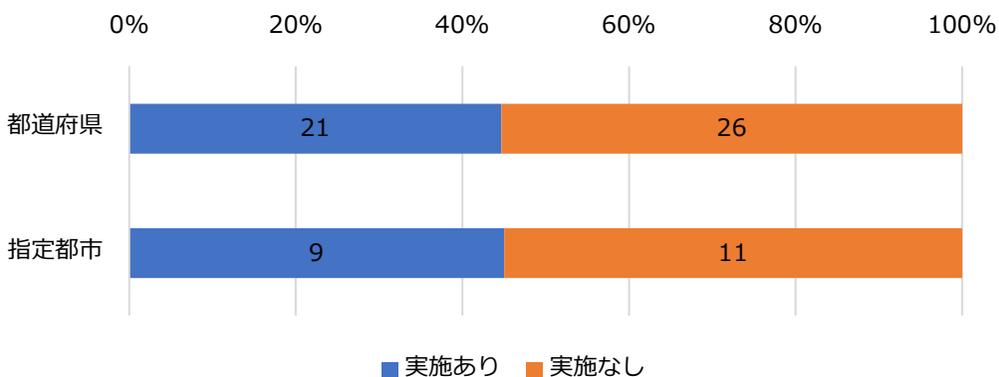


都道府県	指定都市
21	10
17	3
9	7

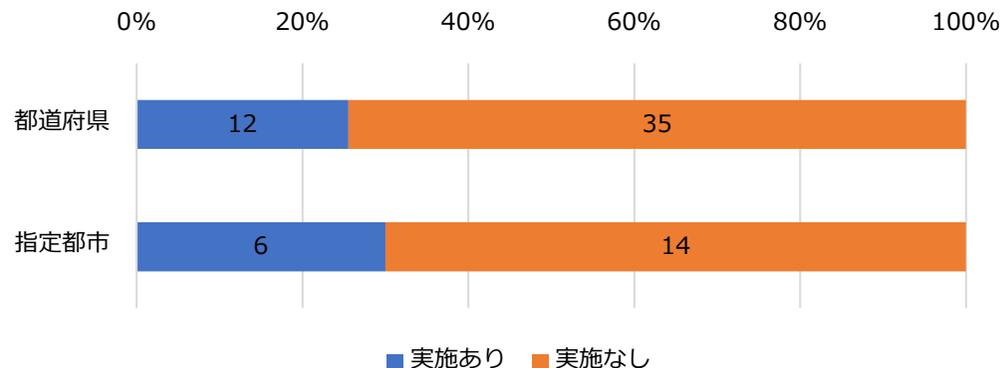
# 参考資料：令和6年度入院者訪問支援事業の実施状況

- 令和6年12月1日時点での養成研修及び派遣の実施状況は以下のとおり。
- 養成研修は30/67自治体（都道府県、指定都市）で実施している。派遣は①18/67自治体（都道府県、指定都市）で実施あり、18自治体における派遣実績は、②延派遣回数合計は244回、③訪問実人数合計は155人であった。  
※一部都道府県・指定都市については共同実施のため重複有り

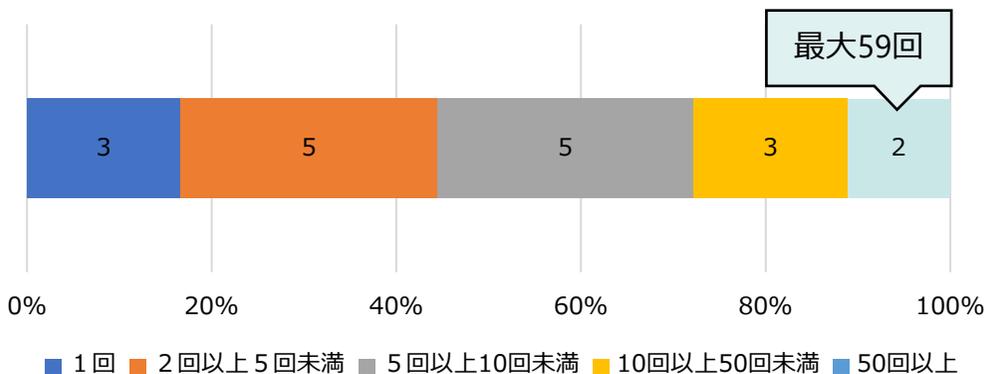
### 養成研修の実施状況



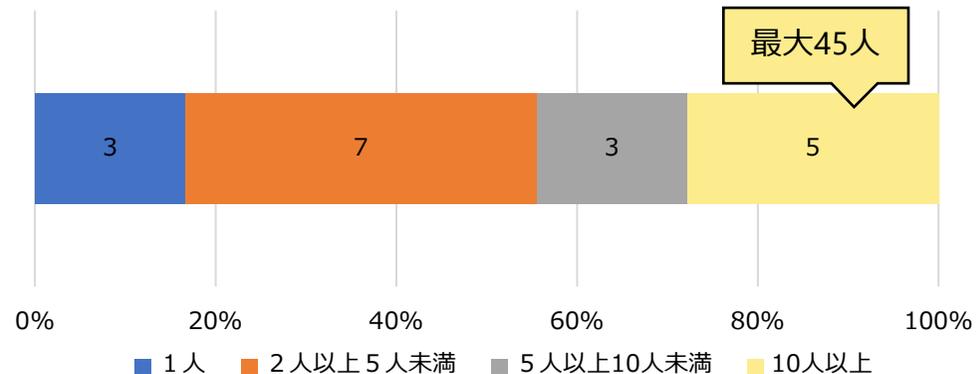
### ①派遣の実施状況



### ②派遣回数別の自治体の分布 (n=18)



### ③訪問人数別の自治体の分布 (n=18)



# 4

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた事業について
3. 普及啓発、入院者訪問支援事業等について
- 4. 令和7年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業・入院者訪問支援事業に係るブロック会議について**
5. 情報提供

# 令和7年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業・入院者訪問支援事業に係るブロック会議について

- 令和7年度に自治体間の情報交換や連携体制の推進を目的として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び入院者訪問支援事業に係る全国ブロック会議を実施する。

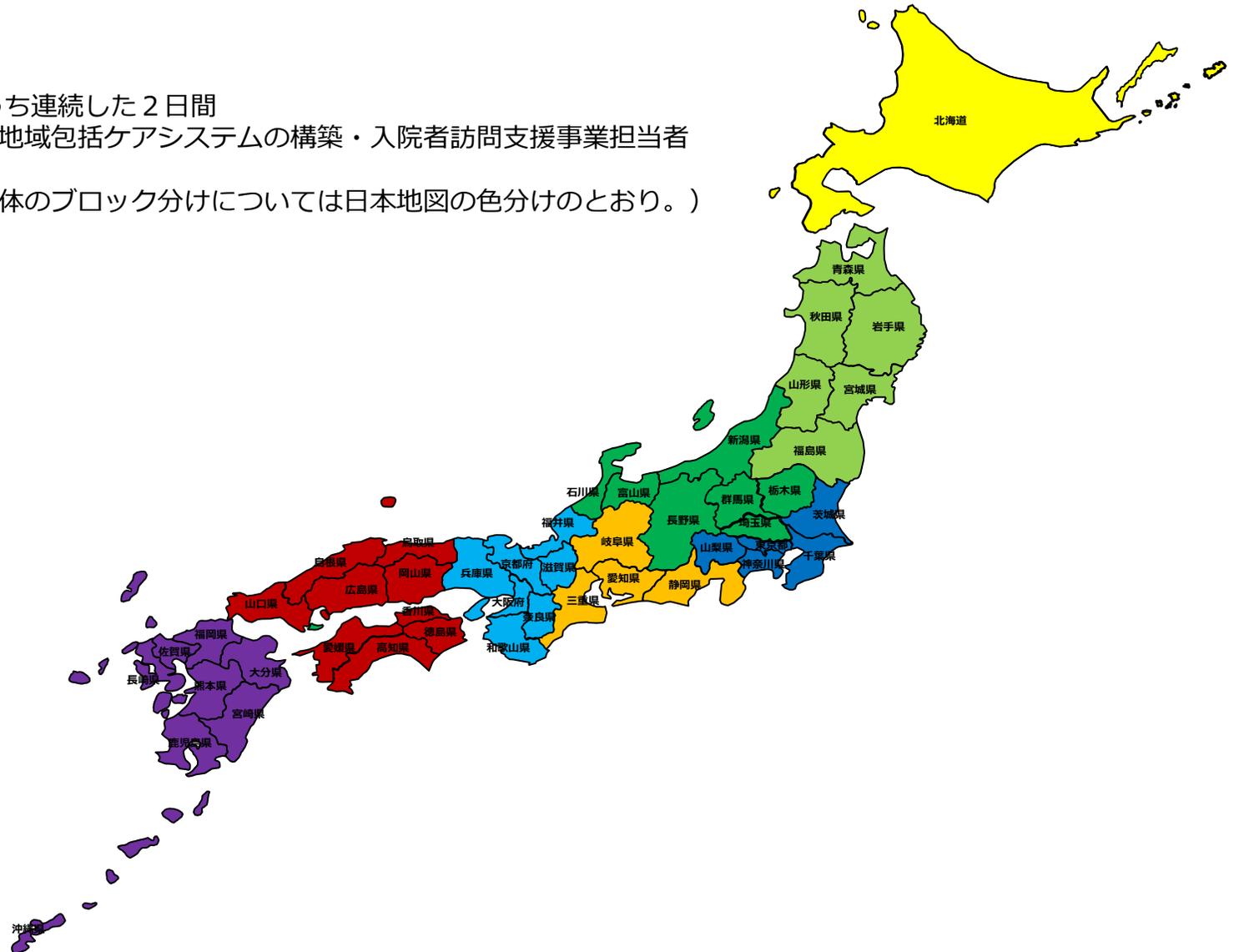
## ブロック会議

時 期 : 令和7年7～10月のうち連続した2日間

対象者 : 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・入院者訪問支援事業担当者

開催方法 : 対面

場 所 : 各ブロックごと（自治体のブロック分けについては日本地図の色分けのとおり。）



# 令和7年度年間スケジュール（予定であり変更となる可能性があります）

実施内容		2025年									2026年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	コア委員会 （1～2時間程/Web）	◆ 第1回 (4/17PM)	◆ 第2回 (5/22PM)						◆ 第3回 (11/11PM)			◆ 第4回 (2/19AM)	
	総務委員会 （1～2時間度/Web）		◆ 第1回 (5/14AM)									◆ 第2回 (2/26PM)	
	広域AD会議 （2～3時間度/Web）		◆ (5/14PM)	同日開催									
	都道府県等担当者・アドバイザー等合同会議、 構築支援事業参加自治体等合同会議（ハイブリッド）			◆ 第1回 (6/10終日)								◆ 第2回 (2/2終日)	
	ブロック会議 （連続2日間/終日/現地）			中四国@岡山県 (7/2.3終日)	◆	東海@愛知県 (8/4.5終日)	◆		北海道@北海道 (10/24終日)	◆			
				北関東・北陸・信越@埼玉県 (7/8.9終日)	◆	九州・沖縄@福岡県 (8/28.29終日)	◆		近畿@大阪府 (10/29.30終日)	◆			
			南関東・東京@東京都 (7/24.25終日)	◆	東北@宮城県(7/30.31終日)	◆							
	都道府県等入院者訪問支援事業担当者会議（仮）（4時間程/Web）										◆ (1/19PM)		
研修	多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築支援研修（4時間程/オンライン）										◆ (1/29PM)		
	その他研修 （時期、内容未定）												
	ヒアリング （新規/終了予定自治体）	◆ (4/8.10終日)										◆ (3/2.10.11PM)	

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた事業について
3. 普及啓発、入院者訪問支援事業等について
4. 令和7年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業・入院者訪問支援事業に係るブロック会議について
- 5. 情報提供**

# 精神科病院における携帯電話やスマートフォンの取り扱いについて

精神科病院における入院患者の携帯電話やスマートフォン（以下、「携帯電話等」とする。）の使用等に関する取組事例等を周知する目的で「精神科病院における携帯電話やスマートフォンの取扱いについて」（令和7年3月31日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）を都道府県、指定都市あてに発出。

同通知では、入院患者が携帯電話等を使用することを可能としている8つの精神科病院から、運用上のルールや携帯電話等の所持・使用による効果、課題等について個別に聞き取りを行った結果を示している。

## 通知の主な内容

### 精神科病院における携帯電話やスマートフォンの取扱いについて

近年の携帯電話やスマートフォン（以下、「携帯電話等」とする。）の普及状況等を踏まえると、基本的には、精神科病院の入院患者が、可能な限り、携帯電話等を自由に使用できることが望ましいと考えられる。一方で、携帯電話等の所持・使用に当たっては、他患者とのトラブル防止等に関する運用上の課題等もみられるところである。

このため、別添資料のとおり、精神科病院における携帯電話等の使用等に関する取組事例等について、聞き取ったところであり、各都道府県・指定都市におかれては、管下の精神科病院に携帯電話等の使用等に関する取組事例等について周知いただくようお願いする。（※ 以下略。別添資料略）

各都道府県等においては、管下の精神科病院に携帯電話等の使用等に関する取組事例等について周知をお願いします。

（通知掲載先） <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001475724.pdf>